

福岡県指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡県公の施設に係る指定管理者の選定審査等において、有識者の専門的知識の活用により、選定の公平性を確保するため、福岡県指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 指定管理者の募集及び選定方法に関する事項
- (2) 選定に係る評価項目・評価基準に関する事項
- (3) 事業計画書等の審査に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指定等に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、会議を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、委嘱した日の属する会計年度末までとする。

(専門委員)

第4条 専門の事項に関し必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 前条第5項の規定は、専門委員に準用する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政経営企画課において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成17年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。